



厚岸町下水道中期ビジョン
Sewer Midterm Vision in Akkeshi Town

下水道が育む活力あるまちづくり

Contents

第1章 はじめに	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 下水道の役割	2
1.3 計画期間	2
1.4 策定フロー	3
1.5 関連計画	4
第2章 地域特性の把握と課題整理	7
2.1 位置および地勢	7
2.2 気象概要	8
2.3 産業特性	9
2.4 人口推移	10
2.5 厚岸町の財政状況	12
第3章 厚岸町公共下水道事業の概要	13
3.1 下水道事業のあゆみ	13
3.2 下水道計画と施設の概要	15
第4章 下水道施設の課題と対策の検討	17
4.1 汚水処理・污泥処理の促進	17
4.2 非常時への事前対策	20
4.3 下水道施設の適正な管理と経営健全化	25
4.4 その他の取り組み（ソフト面の取り組み）	30
第5章 年次計画および財政見直し	34
5.1 年次計画の策定	34
5.2 財政の見通しの検討	35
第6章 各施策における目標	37

第1章 はじめに

1.1 計画策定の趣旨

厚岸町公共下水道事業は、水産業生産の場である厚岸湾や厚岸湖の水質保全に資するとともに、厚岸町市街地の生活環境の向上を目指して平成3年度に下水道法の事業認可を受けてから順次整備してきました。

令和5年度末では、予定処理区域面積534.8haのうち汚水334.1ha、雨水43.2haの整備を終えています。今後は人口減少の進行や厳しい財政状況の下で下水道資産を適正に維持管理することが重要な課題です。また、厚岸町は、少子高齢化や人口減少等から汚水量が減少し、下水道使用料の減収が見込まれるため、令和6年度から適用した地方公営企業法の趣旨を踏まえ、維持管理から改築更新までを一体的に捉えた効率的な整備計画と適正な受益者負担はもとより、将来計画の策定を含めた経営の健全化を図る必要があります。

本計画では、下水道の課題と下水道を取り巻く状況を整理したうえで、課題を解決するための基本的な考え方を示しました。事業分野ごとに中期の整備目標と具体的な施策を取りまとめ、財政評価と各施策の目標を提示することで、今後の取り組みをより実効性あるものとします。

今後は、本計画を基に厚岸町における良好な生活環境を図るとともに、効率的かつ効果的に事業を進めます。

1.2 下水道の役割

下水道は、人間が生活し行動する上で基本的な都市施設であり、下水道の本来の目的は、①公衆衛生の確保と生活環境の改善、②浸水の防除、③公共用水域の水質保全、④循環型社会・低炭素社会への貢献です。

しかし、近年では気候変動等の地球レベルの変化、人口減少や高齢化社会等の社会情勢の変化が懸念される中で、持続可能な循環型社会の構築へのニーズが高まっています。

下水道は水循環の要所に位置するほか、資源エネルギーを回収し再生・共有する資源循環としての役割を担うことができます。このような施設の維持・再生に取り組む必要があり、循環型社会の構築を図る新たな下水道が求められています。

1.3 計画期間

厚岸町下水道中期ビジョンの計画期間は、令和7年度から令和16年度の10年間とします。

●計画期間： 令和7年度（2025年度）～令和16年度（2034年度）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R25
厚岸総合計画	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
都市計画区域の整備、開発および保全の方針	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
厚岸町都市計画マスタープラン	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
厚岸町下水道中期ビジョン	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

図 1-1 上位計画策定期間

1.4 策定フロー

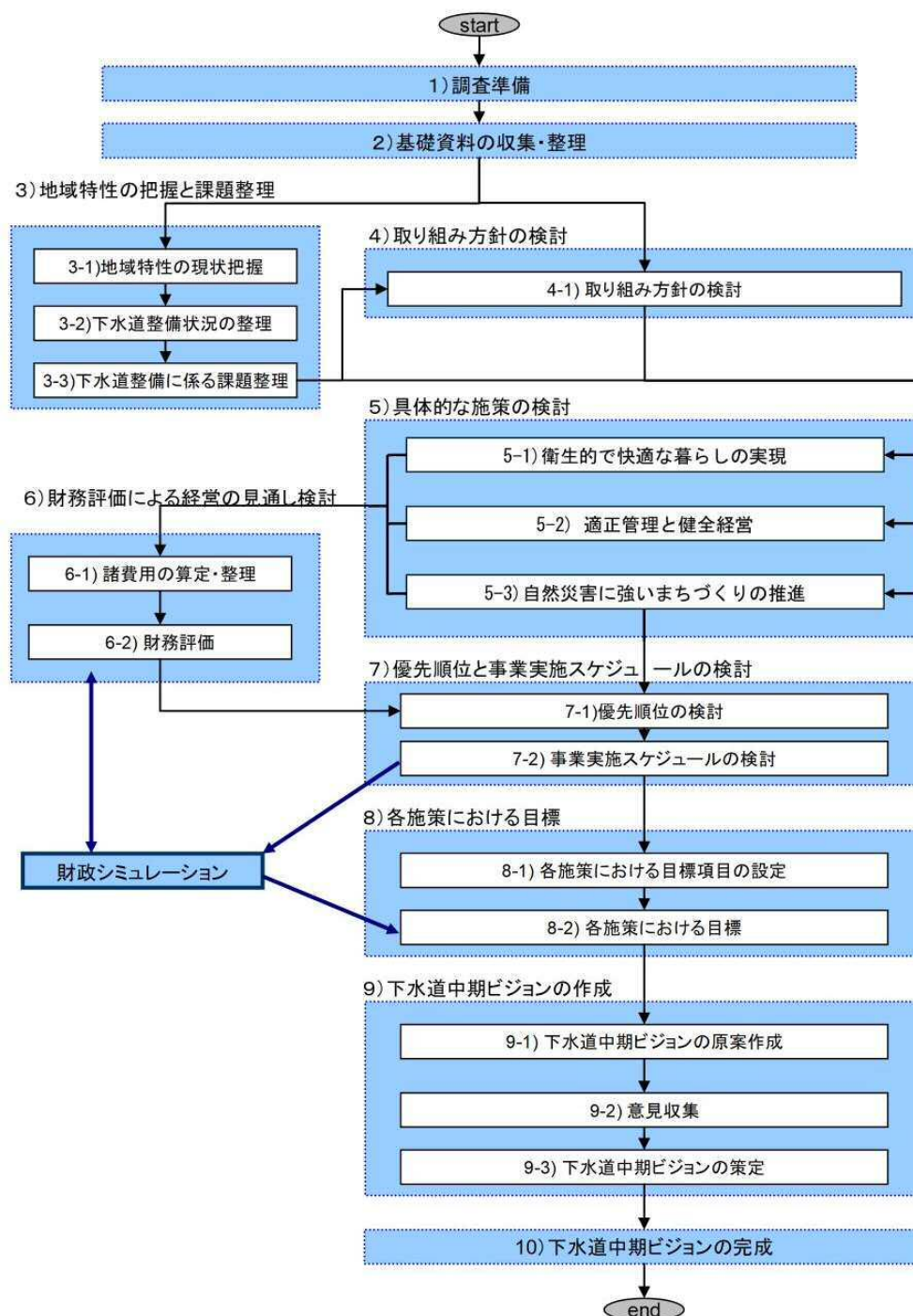


図 1-2 策定フロー

1.5 関連計画

（1） 地域将来像

厚岸町では、まちづくりの計画として最も上位に位置づけられる「総合計画」として第6期厚岸町総合計画（計画期間：2020年～2029年）が策定されています。厚岸町総合計画では、「みんなの“あっけし”新時代の創造に向かって」を掲げて行動計画に基づき将来像の実現に向けた取り組みを行っています。

令和2年には国による衛生管理型漁港施設完成に伴う「厚岸漁業協同組合地方卸売市場」の移転、令和3年にはゼロカーボンシティ^{※1}の表明と「厚岸霧多布昆布森国定公園」^{※2}の誕生、北海道横断自動車道根室線^{※3}「尾幌糸魚沢道路」^{※4}の本格着工、令和5年9月には天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、第42回「全国豊かな海づくり大会」北海道大会が厚岸町を舞台に開催されるなど、今後のまちづくりにとって大きな変革の時代を迎えています。

また、第6期厚岸町総合計画においては、推進する施策に関連するSDGsの目標として図のようなものがあります。これに関連して、下水道事業の基本方針は以下の2つを位置付けています。

- 厳しい財政状況の下、持続的な下水道サービスを確保するため、施設の適切な維持管理や計画的な改築更新を行うための整備計画を再構築し、健全な経営に努めます
- 災害発生時には、町民や関係者の安全確保を最優先に、下水道機能の早期復旧に努めます



図 1-3 推進する施策に関するSDGsの目標

※1 ゼロカーボンシティ：2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを公表した地方公共団体。

※2 厚岸霧多布昆布森国定公園：釧路町東部の太平洋沿岸部から厚岸町、別寒辺牛川河口部・厚岸湖を経て浜中町霧多布へかけての、沿岸に沿って発達する海岸段丘や海食崖、湖沼、湿原など、変化の多い地形に恵まれた自然公園のこと。

※3 北海道横断自動車道根室線：黒松内町を起点として札幌市や帯広市、釧路市などを経由し、根室市へ至る延長538kmの高規格幹線道路のこと。

※4 尾幌糸魚沢道路：北海道横断自動車道根室線のうち、尾幌から糸魚沢までの延長24.7kmの区間のこと。

（ 2 ） 国の下水道政策の方向性

平成 26 年度に国土交通省は、国内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ「下水道ビジョン 2100」で掲げた「循環のみち下水道」という方向性を保ちつつ、その上で「循環のみちの『持続』と『進化』」を二つの柱に位置付けた新下水道ビジョンを取りまとめました。

さらに、新下水道ビジョンの実現加速のため、社会情勢等を踏まえ、選択と集中により国が 5 年程度で実施すべき 8 つの重点項目策をとりまとめた「新下水道ビジョン加速戦略（令和 4 年度改訂版）」を公表しています。（図 1-5 参照）

「新下水道ビジョン加速戦略（令和 4 年度改訂版）」において、地方が抱える問題に急速な人口減少および下水道担当職員の減少などが挙げられました。また、温室効果ガスの排出削減に向けて、従来の下水処理方法のみにとられない革新的な技術の必要性にも言及されています。このような課題に対し、官民連携や脱炭素化の推進、維持管理情報のデータベース化などを実施すべき施策としてとりまとめられています。

（ 3 ） 北海道の下水道施策の方向性

下水道事業に関しては、「北海道地方下水道中期ビジョン」が平成 21 年度に策定されており、「北の大地を支える持続可能な下水道」のもと、以下の目標像を設定しています。

- ▶ 安全で安心できる快適な生活環境の実現（暮らし）
- ▶ 豊かな自然環境をまもり、調和のとれた社会の実現（自然）
- ▶ 地域の産業、経済に貢献（地域活力）

地方公共団体における具体的な作業方針は、国が示した「下水道中期ビジョン」と同様の内容とし、各地域の実情に応じた柔軟な対応により策定することが望ましいとしています。

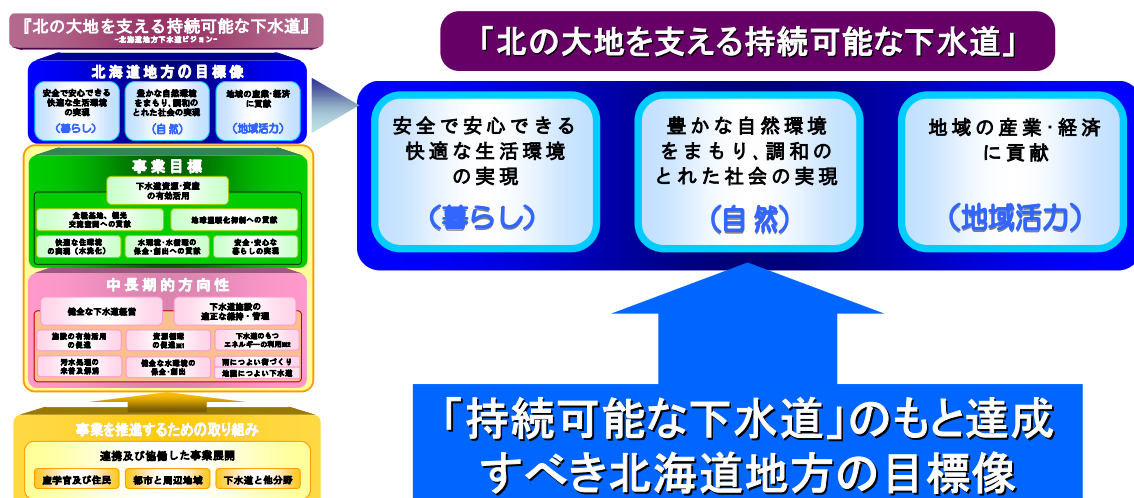


図 1-4 北海道の下水道政策の方向性

新下水道ビジョン加速戦略（令和4年度改訂版）の概要

背景

- ・流域治水関連法の施行(2021年)、地球温暖化対策推進法の改正(2022年)等法制度の変化
- ・新型コロナウイルス感染症拡大への対応
- ・肥料価格の高騰等を受けた下水汚泥資源の肥料利用の拡大方針
- ・引き続き人口減少や厳しい財政事情等への対応

ポイント

- ・「脱炭素化の推進」「水環境管理」を重点項目に追加
- ・旧重点項目IV「マネジメントサイクルの確立」にDX(デジタルトランスフォーメーション)を追加
- ・旧重点項目VI「防災・減災の推進」において気候変動への対応を強化

8つの重点項目と主な施策

8つの重点項目の各施策の連携と『実践』、『発信』を通じて施策展開を加速し、国民生活の安定、向上に繋げるスパイラルアップを形成

- ◎：今後着手する新規施策
- ◇：前回加速戦略後に新たに着手した施策
- ◇：前回加速戦略からの継続施策

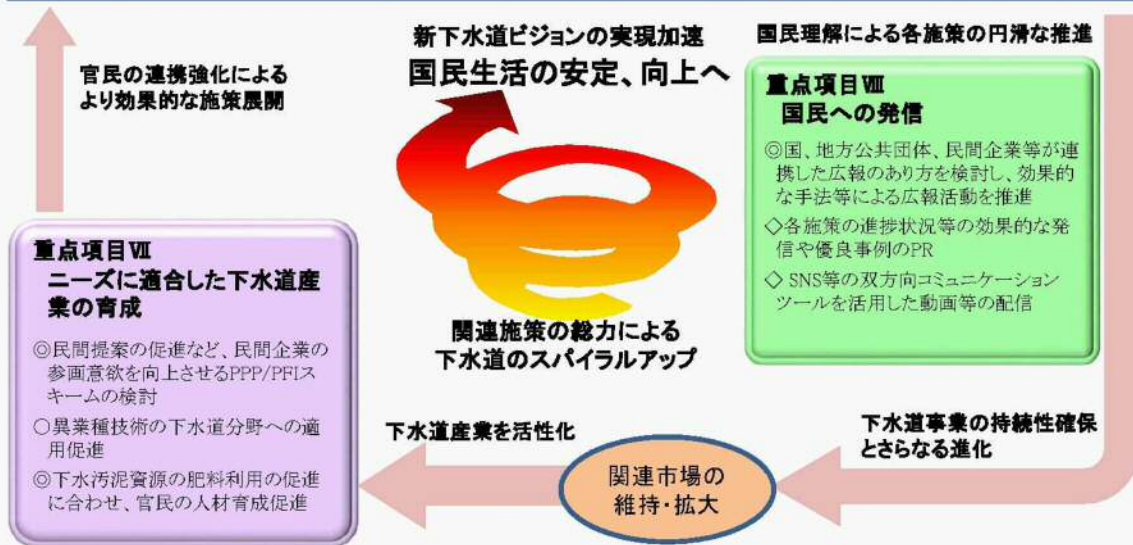
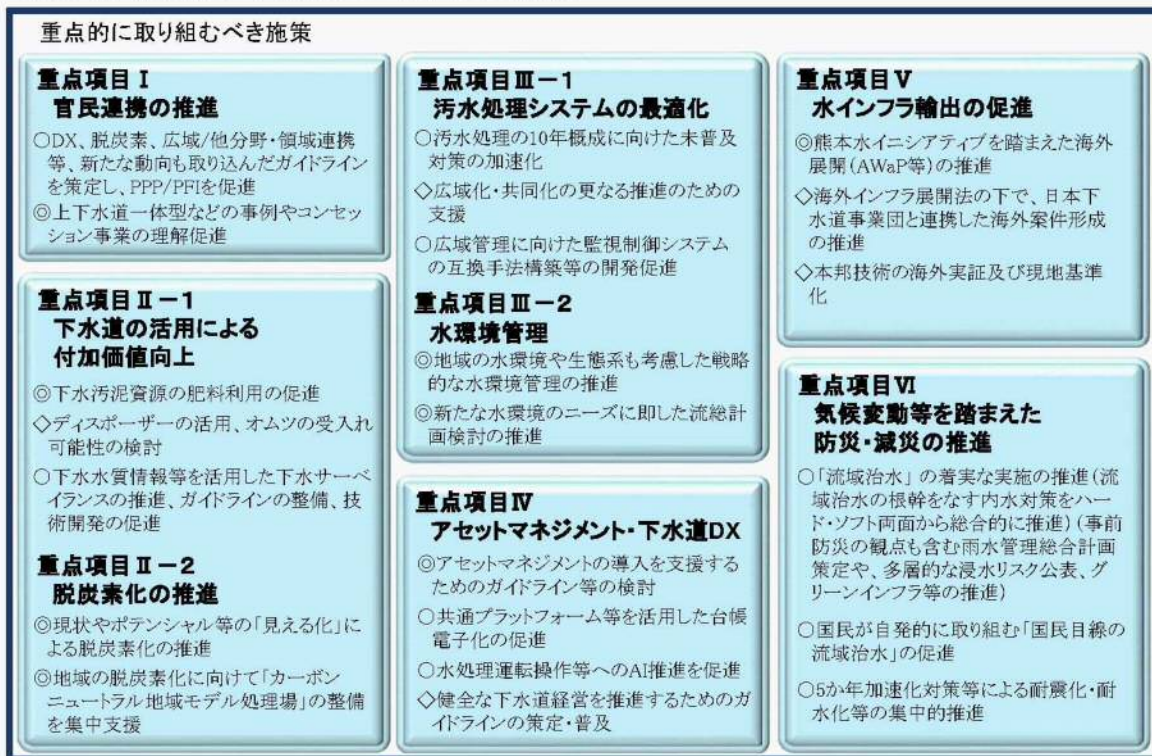


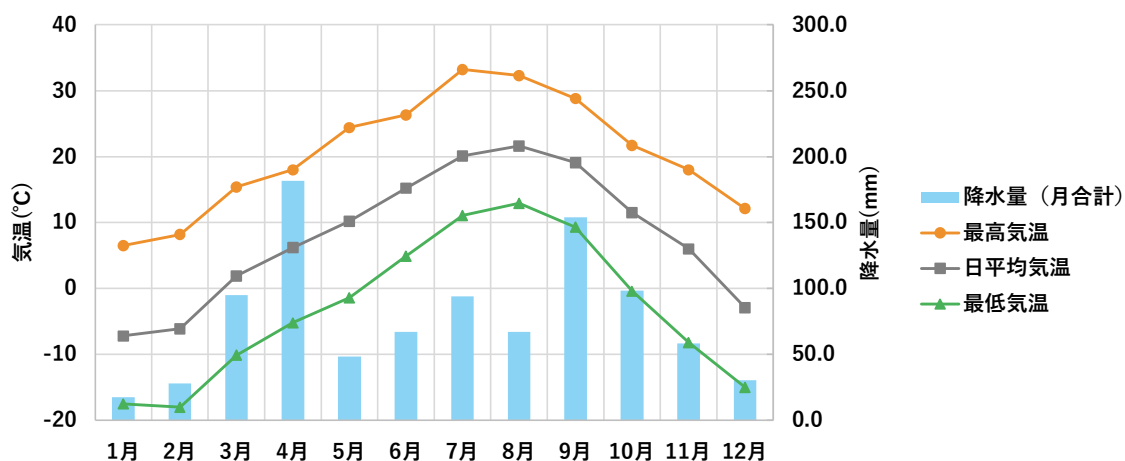
図 1-5 国の自治体に対する下水道施策の方向性

2.2 気象概要

厚岸町の気候は、海洋性気候に属し、年間を通じて冷涼です。春から夏にかけては、海霧の影響を受けるため、日照時間が短く低温に見舞われることがあります。秋は移動性高気圧の影響を受けるため降水量も少なく晴天が続きます。冬は晴れの日が多く、積雪は道内では比較的少ないものの、厳寒期には最低気温が-10℃を下回ります。

表 2-1 厚岸町気象概要(2023年)

月	降水量(mm)			気温(℃)			日照時間 合計(h)	降雪深さ 合計(cm)	最深積雪 (cm)
	月合計	日最大	1時間最大	平均	最高	最低			
1	17.5	7	2	-7.2	6.5	-17.5	215.1	56	55
2	28.0	12	4	-6.1	8.2	-18	172.3	55	71
3	95.0	43.5	8	1.9	15.4	-10.1	217.8	21	56
4	181.5	54.5	8.5	6.2	18	-5.2	174.0	0	0
5	48.5	14	9.5	10.2	24.4	-1.4	213.6	0	0
6	67.0	41	16.5	15.2	26.3	4.9	145.0	0	0
7	94.0	25.5	9.5	20.1	33.2	11.1	167.8	0	0
8	67.0	17	10.5	21.6	32.3	12.9	89.6	0	0
9	154.0	42	23	19.1	28.8	9.3	130.7	0	0
10	98.5	51.5	11	11.5	21.7	-0.4	190.1	0	0
11	58.5	26	6.5	6	18	-8.2	163.9	0	0
12	30.5	8.5	3	-2.9	12.1	-15	191.8	36	28



※参照: 気象庁釧路地方気象台太田観測所のデータ

図 2-2 月別降水量および気温(2023年)

2.3 産業特性

厚岸町の産業の特性として第1次産業に従事する人口比率（31%）は全国平均（5%）に比べ多い傾向にあります。特に漁業に就業される方が多く、漁業は厚岸町の基幹産業の一つに位置づけられます（表 2-2、図 2-3 参照）。

表 2-2 各産業別の従業員数

産業	従業員数（人）
第1次産業	1,565
農業	420
林業	28
漁業	1,117
第2次産業	1,061
鉱業	20
建設業	356
製造業	685
第3次産業	2,527
電気・ガス・熱供給・水道業	19
情報通信業	6
運輸業，郵便業	190
卸売業，小売業	666
金融業，保険業	53
不動産業，物品賃貸業	20
学術研究，専門・技術サービス業	58
宿泊業，飲食サービス業	211
生活関連サービス業，娯楽業	87
教育，学習支援業	176
医療，福祉	400
複合サービス事業	144
サービス業	217
公務	280
分類不能の産業	6
合計	5,159



※参照：令和2年国勢調査

図 2-3 産業別従業員数割合

2.4 人口推移

厚岸町の行政人口は、住民基本台帳によると、令和5年度末は、8,273人となっており、昭和53年の20,185人をピークに減少傾向が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所は、今後も人口の減少傾向を想定しており、令和12年における人口を7,202人、令和17年における人口を6,429人に推定しています。

また、将来の年齢別人口割合は、令和2年では年少人口（14歳以下）10.1%、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）54.1%、老年人口（65歳以上）35.8%でしたが、令和12年では、年少人口7.7%、生産年齢人口52.4%、老年人口39.8%と推計されています（表2-3参照）。

したがって、今後は、総人口の減少もさることながら、老年人口の比率が増加し、全人口に占める生産年齢人口の比率の低下が懸念されます。

表 2-3 人口推移(令和7年以降は推計値)

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
行政人口(人)	8,892	8,014	7,202	6,429	5,697	5,000	4,343
0～4歳	234	193	172	156	130	105	82
5～9歳	320	216	177	158	142	118	96
10～14歳	346	310	209	172	153	137	114
15～19歳	326	276	248	166	135	121	108
20～24歳	345	274	229	201	136	109	96
25～29歳	402	369	294	245	215	142	114
30～34歳	391	394	358	287	239	207	138
35～39歳	429	363	363	328	264	219	191
40～44歳	473	410	346	346	311	250	208
45～49歳	599	469	406	341	340	305	246
50～54歳	579	592	463	400	335	334	298
55～59歳	628	550	561	441	380	319	316
60～64歳	638	583	509	520	409	353	295
65～69歳	771	580	538	471	482	379	328
70～74歳	713	708	540	503	441	452	356
75～79歳	575	626	631	484	452	398	409
80～84歳	553	460	524	530	409	386	340
85～89歳	350	383	329	381	390	304	291
90～94歳	173	188	220	194	228	237	188
95歳～	47	70	85	105	106	125	129
総人口指数	100.0	90.1	81.0	72.3	64.1	56.2	48.8
年少人口割合(%)	10.1	9.0	7.7	7.6	7.5	7.2	6.7
生産年齢人口割合(%)	54.1	53.4	52.4	50.9	48.5	47.2	46.3
老年人口割合(%)	35.8	37.6	39.8	41.5	44.0	45.6	47.0

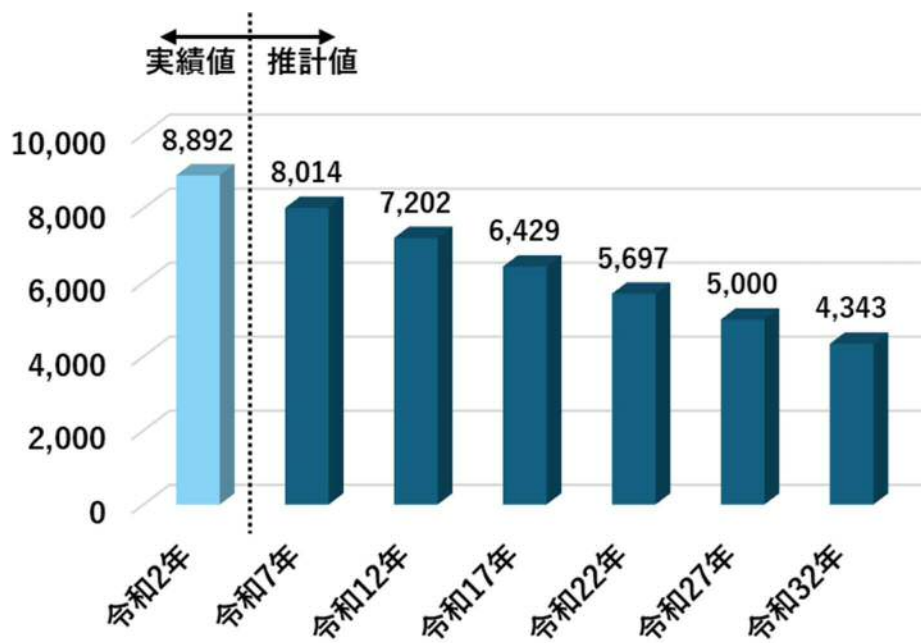
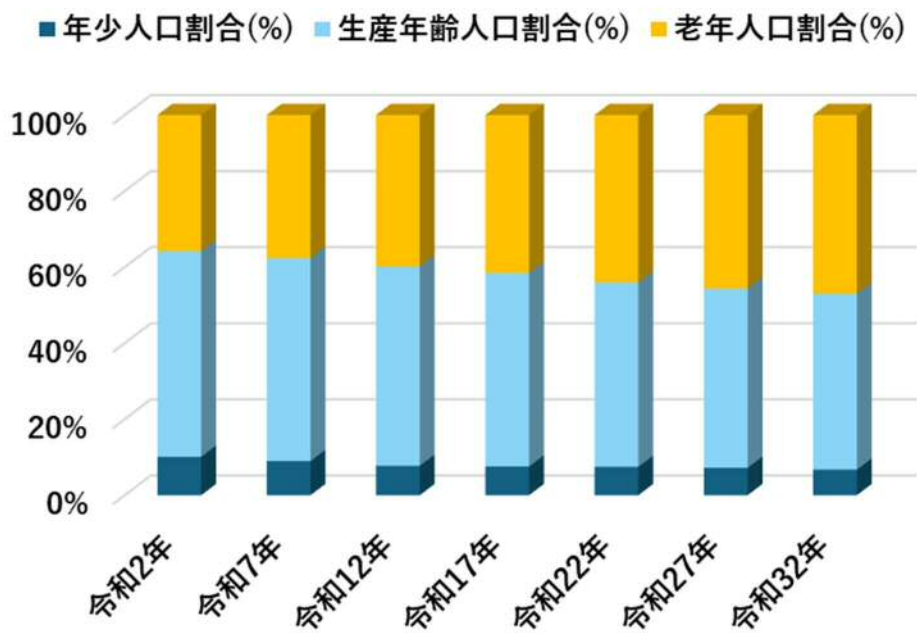


図 2-4 将来の行政人口の推移

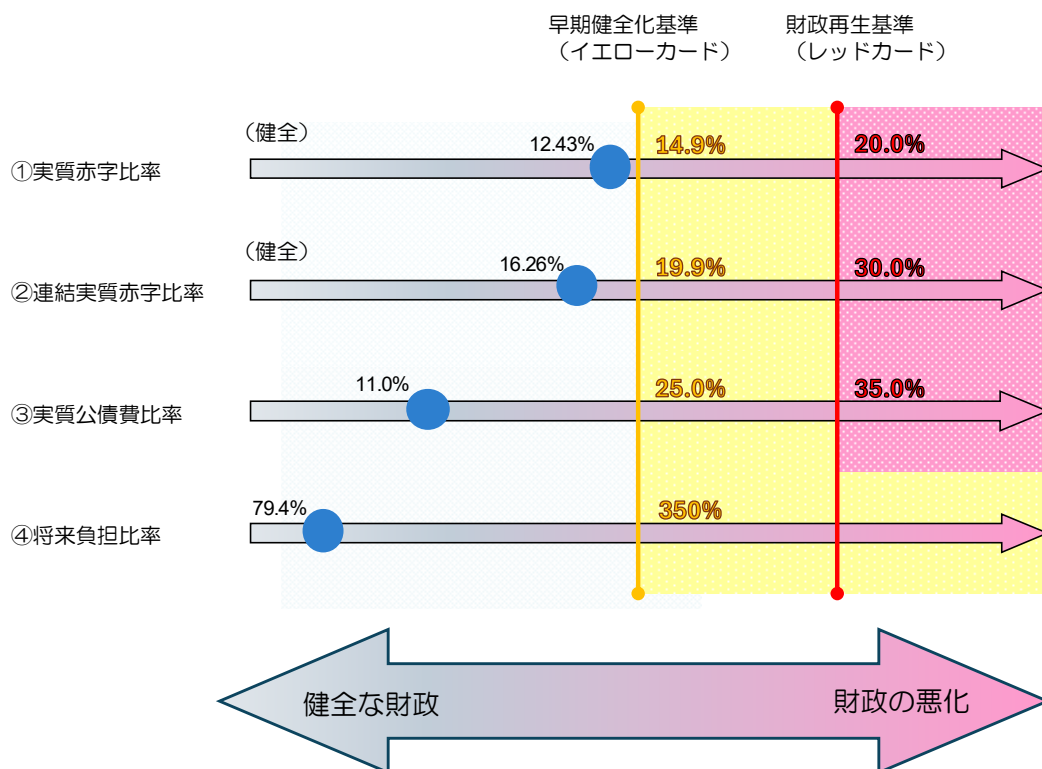


※参照：国立社会保障・人口問題研究所推計値(令和5年12月公表)

図 2-5 将来の年齢別人口の推移

2.5 厚岸町の財政状況

国、地方ともに財政状況が厳しい状況にあり、特に中小市町村では極めて厳しい財政状況にあります。そのため、平成18年6月に自治体財政健全化法が成立し、自治体は新たな財政比率のもとで、健全な行政運営を行うことになりました。これは、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取れるよう、平成21年4月に全面施行されました。



※参照：厚岸町 HP 掲載「健全化判断比率等について（令和5年度決算）」

- 健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率----- 一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
 - ② 連結実質赤字比率--- 全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
 - ③ 実質公債費比率----- 一般会計等が負担する町債の元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率
 - ④ 将来負担比率----- 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- 資金不足比率----- 下水道を始めとする公営企業の資金不足を公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較し、経営状況の深刻度を示すもの

第3章 厚岸町公共下水道事業の概要

3.1 下水道事業のあゆみ

厚岸町の公共下水道事業は、平成3年度に下水道法の事業認可を得ました。その後、平成8年10月に供用を開始し、平成12年より順次事業計画区域を拡張し、現在537.8haの区域について事業認可を得て、誠意事業を推進しています。令和6年度には、第9次認可変更を行い、区域を拡大しました。令和5年度末時点の下水道整備済み人口は6,401人となり、下水道普及率は77.4%となっています。健全な都市の発展のために、下水道整備は重要な課題です。

表 3-1 厚岸町公共下水道の認可変更の経緯

下法事業No.	策定年度	工事完了	予定処理	計画 汚水量	予定処理	概 要
	平成2年度	(H22)	(13,500)	(7,685)	(595.0)	
当初事業 (第1次認可)	平成3年度	~H12	4,030	2,500	99.0	当初
第1回変更 (第2次認可)	平成11年度	~H17	6,800	3,740	301	区域拡大
						予定処理人口の変更
						計画汚水量の変更
						認可年次の延伸
第2回変更 (第3次認可)	平成13年度	~H17	6,800	3,740	汚水：301.0 雨水：304.0	雨水区域の拡大
第3回変更 (第4次認可)	平成17年度	~H22 (H22)	7,600 (8,700)	4,057 (5,620)	汚水：301.0 雨水：304.0 (595.0)	予定処理人口の変更
						計画汚水量の変更
						処理能力の変更
						認可年次の延伸
第4回変更 (第5次認可)	平成22年度	~H28 (H31)	7,700 (7,900)	4,294 (4,413)	汚水：381.0 雨水：384.0 (563.0)	区域拡大
						予定処理人口の変更
						計画汚水量の変更
						処理能力の変更
						認可年次の延伸
排水区域の変更						
第5回変更 (第6次認可)	平成25年度	~H28 (H31)	7,700 (7,900)	4,294 (4,413)	汚水：381.0 雨水：384.0 (563.0)	MICS（当時）の位置づけ
第6回変更 (第7次認可)	平成28年度	~H31 (H31)	7,300 (7,400)	3,943 (3,983)	汚水：394.6 雨水：394.6 雨水公共：3.0 (537.8)	区域拡大
						予定処理人口の変更
						計画汚水量の変更
						処理能力の変更
						認可年次の延伸
						排水区域の変更
雨水公共下水道の位置づけ						
第7回変更 (第8次認可)	令和2年度	~R6 (R11)	6,550 (6,000)	3,677 (3,583)	汚水：381.0 雨水：384.0 雨水公共：3.0 (537.8)	区域拡大
						予定処理人口の変更
						計画汚水量の変更
						事業年次の延伸
						処理能力の変更
第8回変更 (第9次認可)	令和6年度	~R11 (R11)	5,755 (5,790)	3,743 (3,757)	汚水：396.8 雨水：396.8 雨水公共：3.0 (538.0)	区域拡大
						予定処理人口の変更
						計画汚水量の変更
						事業年次の延伸

※()は全体計画値

※M I C S事業：し尿や浄化槽汚泥を下水処理場で一括処理する事業。現在の名称は、下水道広域化推進総合事業。

3.2 下水道計画と施設の概要

厚岸町公共下水道事業計画の概要は、表 3-2 に示すとおりです。汚水の事業計画区域 396.9ha に対し、令和 5 年度の汚水整備区域は 334.1ha となっており、整備率は 84.2% です。現在、湖北地区は、港町、真栄、宮園、白浜の一部、住の江、山の手、光栄で下水道が整備されています。また、湖南地区では、奔渡、梅香、松葉、若竹の一部、有明の一部、湾月の一部で下水道が整備されています。

表 3-2 厚岸町公共下水道事業計画の概要

項目		
処理区名		厚岸処理区
着手年月日		平成3年9月13日
供用年月日		平成8年10月1日
特別会計設置年月日		平成4年4月1日
全体計画目標年		令和11年
事業計画目標年次		令和11年
排除方式		分流式
計画区域	全体計画	535.0ha
	事業計画	396.8ha
	整備済区域	334.1ha
処理人口	全体計画	5,790人
	事業計画	5,755人
	R5年度供用開始人口	6,401人
	R5年度水洗化人口	5,373人
下水道管布設延長	R5年度污水管延長	65km
	R5年度雨水管延長	6km
	合計	71km
ポンプ場数		2箇所
ポンプ場名		湖北中継ポンプ場（污水） 湖南中継ポンプ場（污水）
終末処理場数		1箇所
終末処理場名		厚岸終末処理場
計画放流水質	BOD	15 mg/L
処理能力	全体計画	3,808 m ³ /日
	事業計画	3,808 m ³ /日
令和5年度の年間総処理水量		583,648 m ³ /年
令和5年度の年間有収処理水量		477,909 m ³ /年
令和5年度の年間総汚泥処分量		7,302 m ³ /年

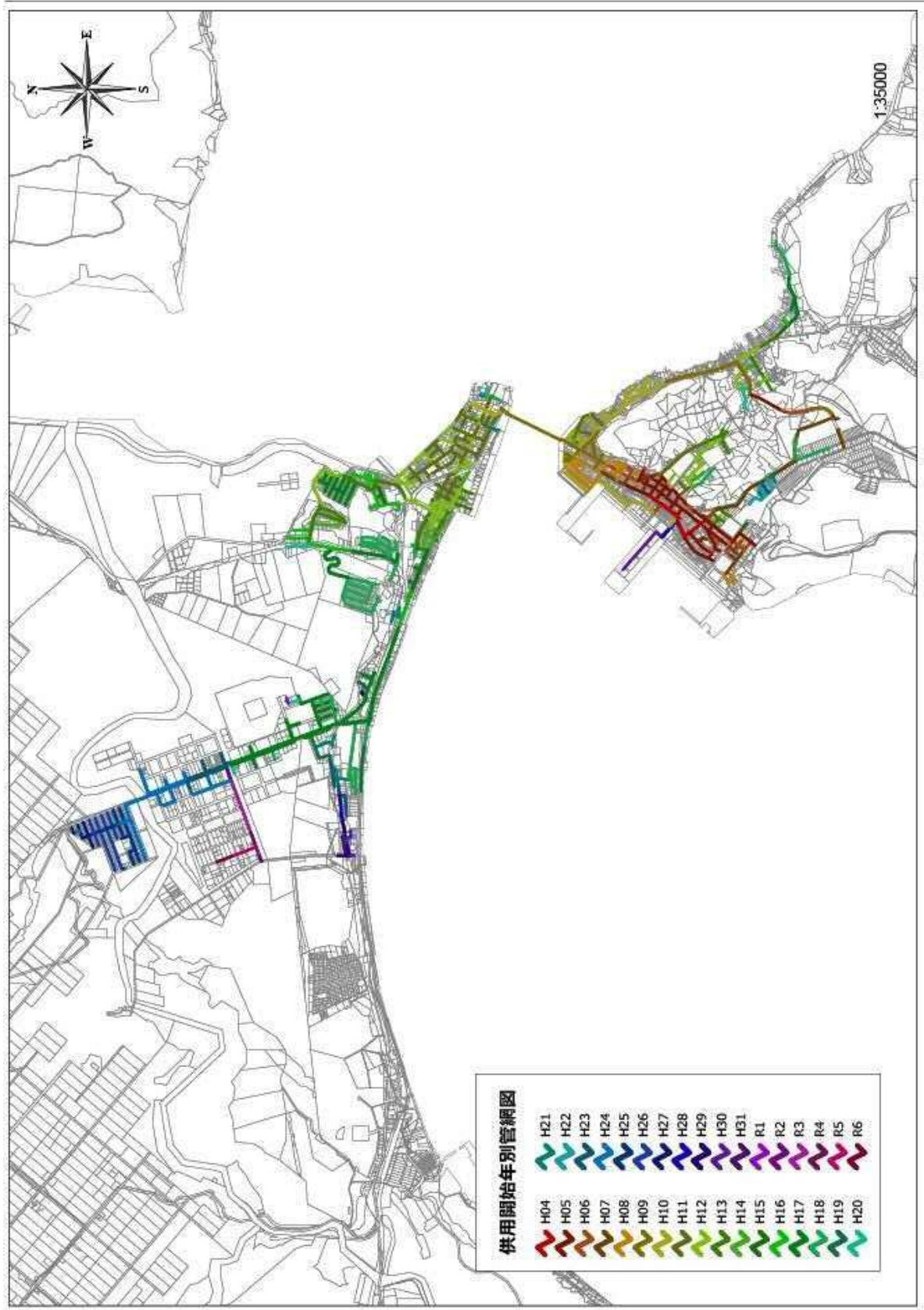


図 3-1 厚岸町の下水道施設

第4章 下水道施設の課題と対策の検討

4.1 汚水処理・汚泥処理の促進

① (1) 未普及対策（総合的な汚水処理の促進）

【課題】

令和5年度末の下水道普及率は77.4%、水洗化率は、83.9%となっています。令和元年度に見直しされた厚岸町公共下水道事業計画では、令和5年度末の下水道普及率は76.6%、水洗化率は、79.0%と計画していました。計画値と実績値を比べると、普及率はほぼ計画値どおり、水洗化率は計画値以上の増加がみられます。引き続き下水道の普及を促進し、水環境の整備を行っていきます。

【対策】

町全体としての生活排水処理人口の普及率を向上させるために、公共下水道計画区域以外での合併浄化槽の整備を促進していきます。門静地区は投資効率を考慮して、下水道による集合処理から合併処理浄化槽による個別処理へ変更しました。

令和5年度末の汚水処理人口普及率は82.7%となっており、今後も汚水処理の普及に努めてまいります。

・水洗化の推進

公共下水道整備区域は、水洗化または合併浄化槽による個別処理によって汚水処理の普及を向上するように努めます。令和4年には水洗化に係る工事に対する補助金の見直しを行いました。

・浄化槽設置の推進

浄化槽の設置を図る制度があり、水処理の促進を図ります。また、令和5年度から、住宅以外の建物に合併処理浄化槽を設置する場合も補助対象となりました。

（2） 他事業との汚水処理の連携

【課題】

厚岸町内の汚水処理施設は、公共下水道の他に、し尿や浄化槽汚泥を処理する衛生センターがあります。しかし、水洗化の普及によるくみ取りし尿と浄化槽汚泥の減少や、し尿の状態の変化により衛生センターでの処理が困難になっていること、施設そのものの老朽化が問題となっていました。

【対策】

現在、し尿と浄化槽汚泥は厚岸終末処理場において処理をしています。これにより、衛生センターは廃止されました。共同処理が実現したのは平成29年度です。今後も、処理場の維持・メンテナンスに努め、生活排水処理の効率化に貢献していきます。

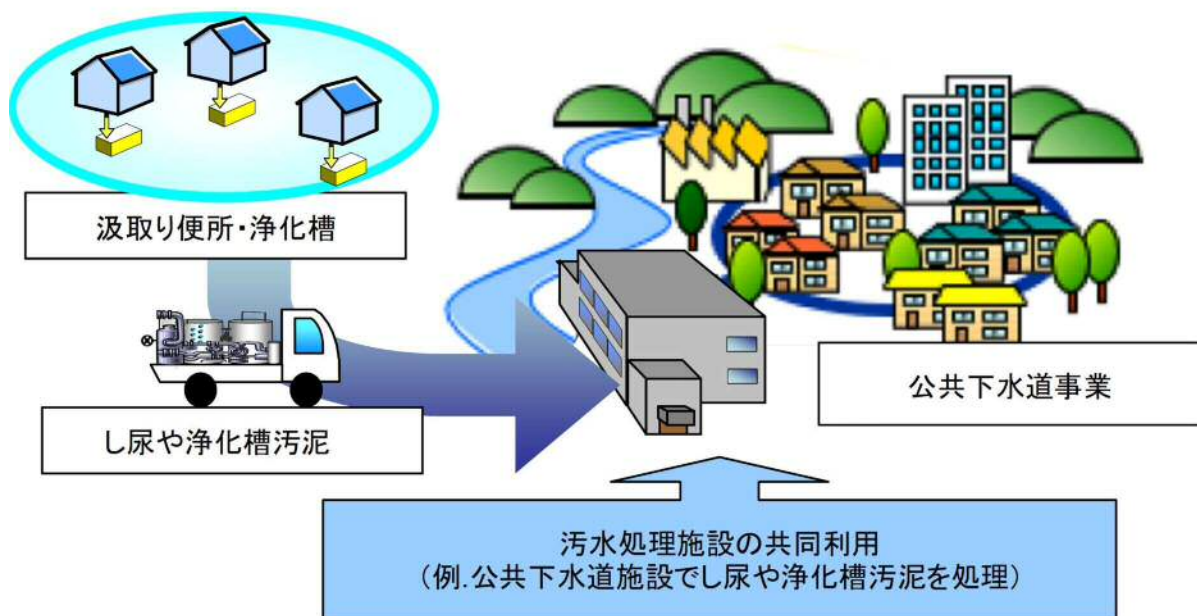


図 4-1 汚水処理施設の共同利用のイメージ

（ 3 ） 下水道資源の利活用（コンポスト化の維持）

【課題】

厚岸終末処理場から発生する下水汚泥や酪農から発生する牛糞、漁業関連の廃棄物、家庭の生ゴミを適切に処理し、環境に配慮する必要があります。

【対策】

現在、厚岸終末処理場で発生する下水汚泥は牛糞、漁業関連廃棄物、家庭の生ゴミとまとめてコンポスト化しています。今後も、安全で良質な堆肥への再資源化を継続していきます。

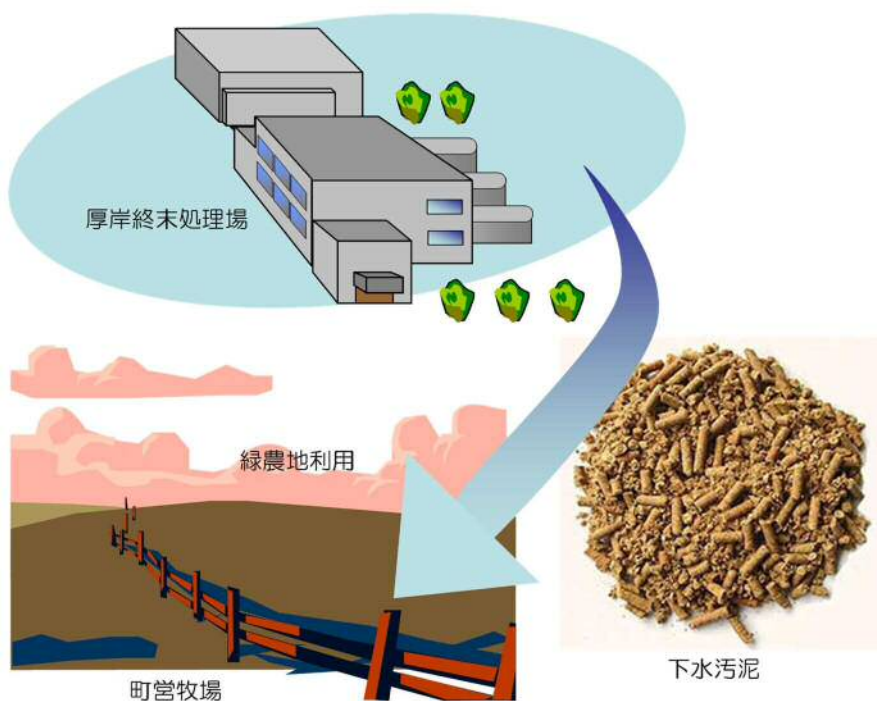


図 4-2 厚岸町における下水汚泥の処分方法

4.2 非常時への事前対策

（1） 非常時対応策の策定

【課題】

厚岸町地域防災計画によって非常時（地震・津波等）に備えていましたが、下水道施設に特化した非常時の取決めや、対応方法を計画することで、非常時（地震や津波）への対応の効率化を図る必要があります。

【対策】

厚岸町地域防災計画に基づき、下水道施設に対する具体的な被害を想定した業務継続計画（BCP）を策定し、必要となる情報を更新しています。これにより、大地震や津波の際にも下水道の機能を維持し、被害の軽減に努めます。

・管渠の非常時対応計画

管渠の重要路線を選定し、点検順序や点検箇所・点検方法を取り決めていきます。

管渠が断水した際はポンプもしくは、バキューム車で対応し、流下能力を確保する計画を立てています。

・ポンプ場の非常時対応計画

ポンプ場の被害によって汚水を送水できない場合の対処方法（簡易処理施設の設置や排水方法）を事前に検討し、非常時に汚水が溢れるような衛生的被害の軽減に努めています。

・処理場の非常時対応計画

非常時に、処理場の施設が機能しない場合を想定した、汚水の簡易処理施設の検討として、仮設沈殿池・仮設滅菌地の設置手順を検討しています。

・マンホールポンプの非常時対応計画

停電時に備え、各マンホールポンプ場が停止した際の管内貯留量や管内貯留時間、可搬式自家発電設備の必要容量について整理しています。

・厚岸町下水分野の連携の確立

防災訓練等を通じた、連絡・対応体制の確認と向上を目指しており、令和元年度から毎年、災害時想定訓練等を行っています。また、下水道分野における各機関の連携や取決めを事前に交わし、下水道の早期復旧が潤滑に行われるよう、以下の団体と連絡体制を確立しています。

- 厚岸給排水設備連絡会
- 釧路厚生社・厚岸清掃社共同企業体

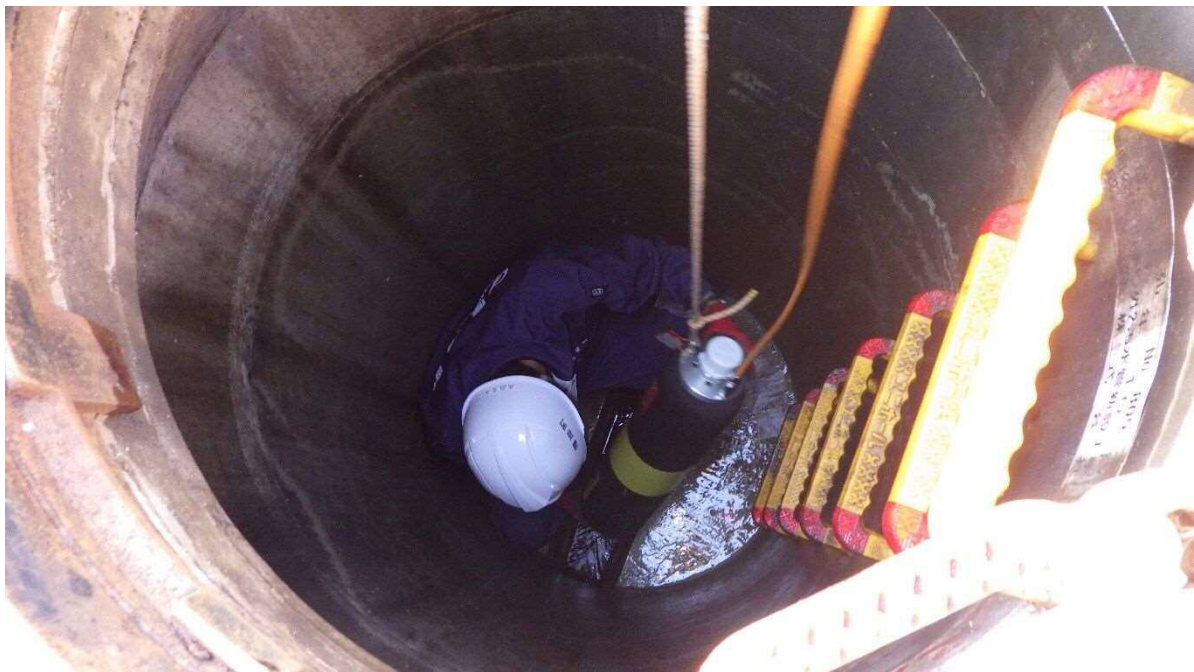


図 4-3 災害時想定訓練等の様子

（2）地震対策（処理場・ポンプ場・管渠の耐震化）

【課題】

下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠）は現在、耐震化を進めています。耐震化されていない場合は、地震時にマンホールや管の連結が保てなくなることや、処理場・ポンプ場が崩壊する恐れがあります。

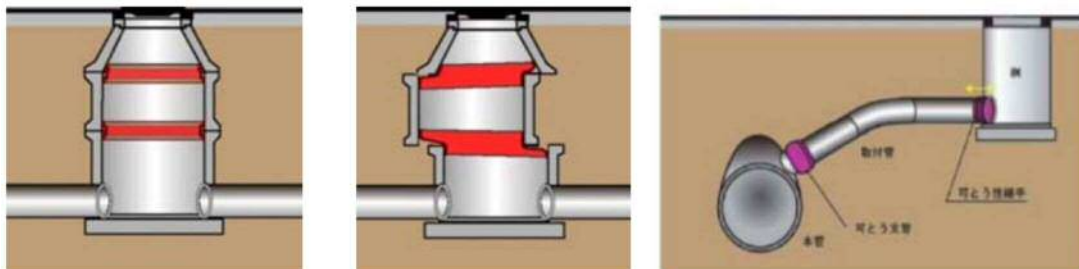
【処理場・ポンプ場の対策】

現在、処理場内の管理棟や一部施設および湖北中継ポンプ場の耐震化が済んでいます。他の施設については順次診断を進めています。耐震性が不足する場合は、機器更新等のタイミングで効率的に耐震補強を実施していきます。

【管渠の対策】

管渠については令和6年度末で、重要な路線の82%が耐震化済みです。その他の管路については、計画的に診断を行い、必要に応じて耐震化を図ります。

管路施設の耐震対策は、ストックマネジメント計画と整合を図りながら、耐震工事を実施します。



人孔躯体のずれ防止

目地部からの土砂流入防止

可とう性を有する取付管・継手

図 4-4 管渠の耐震化のイメージ

（ 3 ） 津波対策（処理場・ポンプ場の耐津波化）

【課題】

厚岸町は地盤が低い土地が多く、津波被害を受けた際に、処理場・ポンプ場の1階に設置されている電気設備は、冠水し修復不可となる恐れがあります。このため、非常時の下水道機能修復が大幅に遅れる事態が想定されます。

【対策】

耐水化計画にしたがって、津波により処理場・ポンプ場が冠水した場合にも、必要な機能を維持できるように、電気設備を高所へ移設する対策や、防水扉の設置等の対策等を検討します。

また、耐震補強工事や機器更新等と併せて対策を実施することで、対策の効率的な実行に努めます。

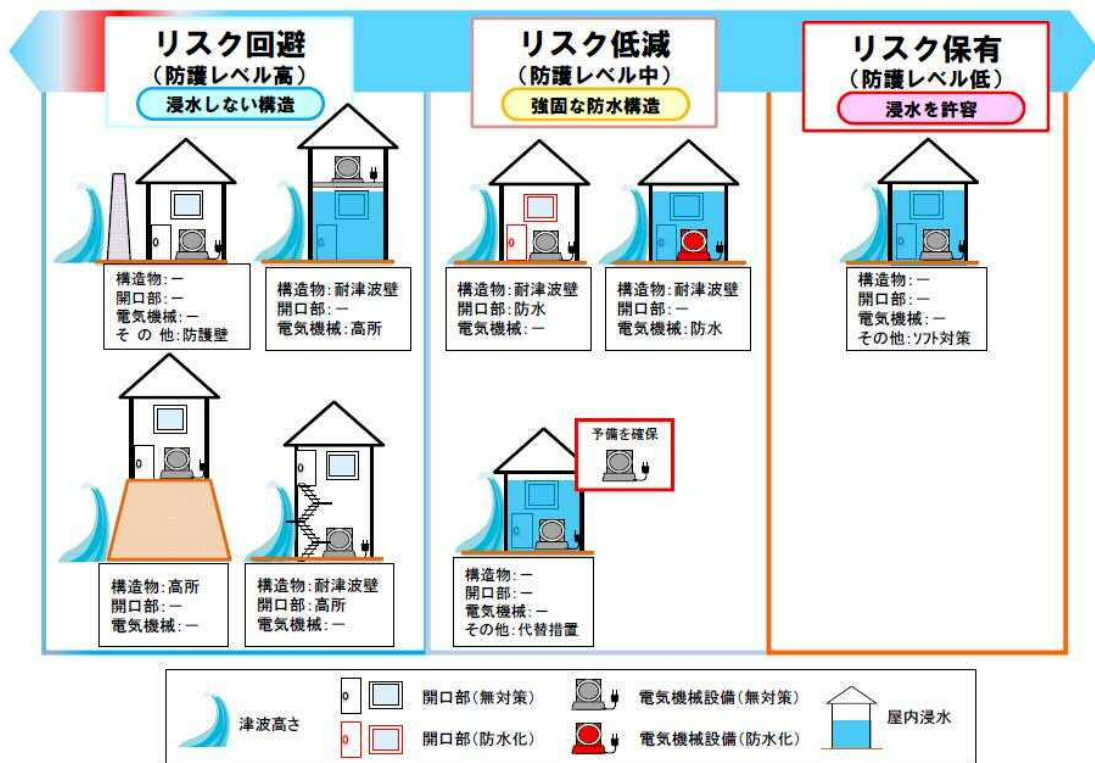


図 4-5 浸水対策のイメージ

※耐水化計画：

令和元年東日本台風に伴う下水道施設の被災、市民生活への多大な影響の発生を踏まえ、国の方針の下、津波・内水氾濫などを対象とし、被害想定や対策方針などを定めた下水道事業に関連する計画

（4） 浸水対策（雨水施設整備の促進）

【課題】

本町中心市街地は地盤の低い土地が多いため、過去に冠水被害が発生しています。（門静、奔渡、港町、有明）

【対策】

主に浸水実績がある地区に対して、雨水管整備等の内水浸水対策を他の事業（河川、海岸、道路）と連携を図りながら進めていきます。特に、港町における護岸整備事業と連携し、内水浸水対策を効率的に進めます。また、令和3年度に想定しうる最大規模の降雨に対する内水浸水想定を行ったことから、この結果を防災・減災のための情報提供や啓蒙活動に活用していく予定です。



図 4-6 厚岸の浸水被害状況(2015年9月19日降雨)

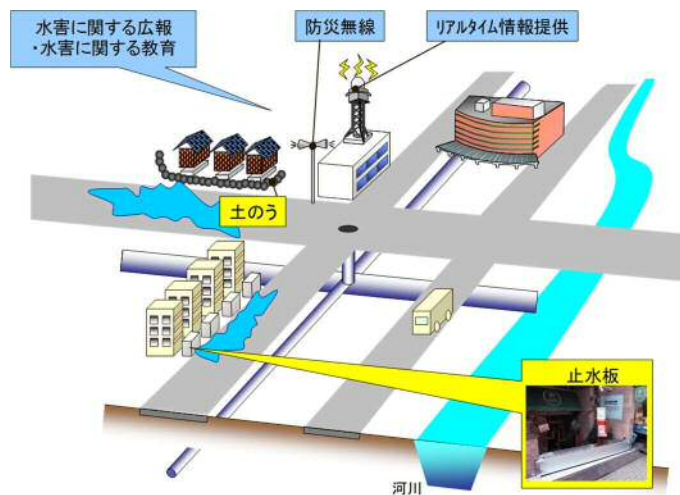


図 4-7 厚岸における自助・共助促進のための施策

4.3 下水道施設の適正な管理と経営健全化

(1) 下水道施設の計画的な維持管理

【課題】

これまでに整備した下水道施設は多岐にわたり、これらを適正に管理し維持していかなければなりません。

【対策】

計画的に点検や調査を実施し、各々の劣化状態や老朽度に応じて適切な修繕や改築を行っていく必要があります。現在、処理場とポンプ場、マンホールポンプ所を対象に老朽化対策事業を進めています。施設の重要度を考慮して更新を図るストックマネジメント計画に基づき、点検・調査や改築・修繕を実施することで、コスト縮減を図りながら更新を図っていきます。

・管渠の計画的な維持管理

管渠の劣化状態を把握するための調査を順次行っています。調査によって発見された劣化の老朽度や重要度に応じた対策を検討し、整備します。

・ポンプ場、マンホールポンプ所、処理場の計画的な維持管理

各施設を順次調査し、劣化度や重要度に応じた対策を実施しております。引き続き、改築更新の縮減を図りつつ、更新を実施していない施設を順次整備するよう努めます。

表 4-1 厚岸町の下水道施設と経過年数

下水道施設		数量	稼働年からの経過年数
下水処理場		1箇所	28年
ポンプ場	湖北	1箇所	25年
	湖南	1箇所	28年
マンホールポンプ所		10箇所	25~28年
管渠	汚水	65km	0~32年
	雨水	7km	9~32年

※下水道事業におけるストックマネジメント：

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を観客的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

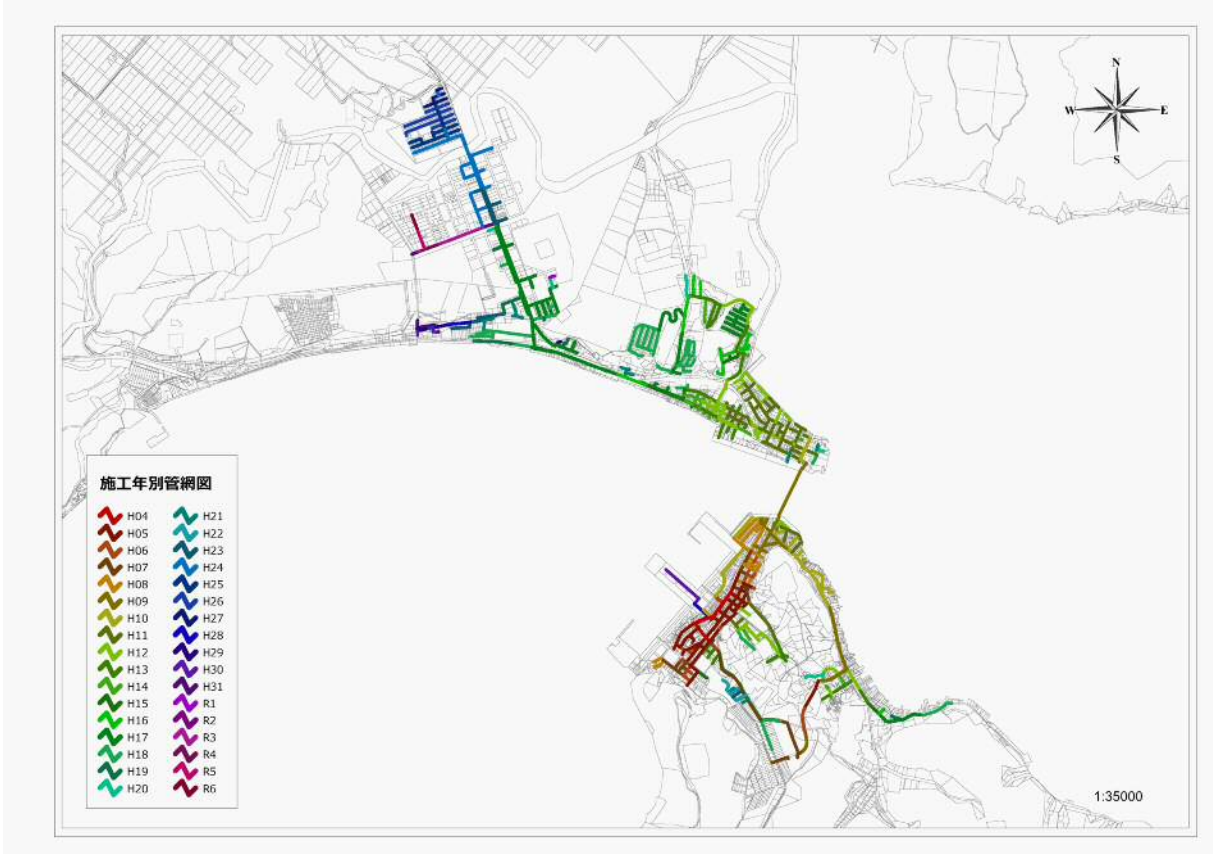


図 4-8 厚岸町の下水道施設

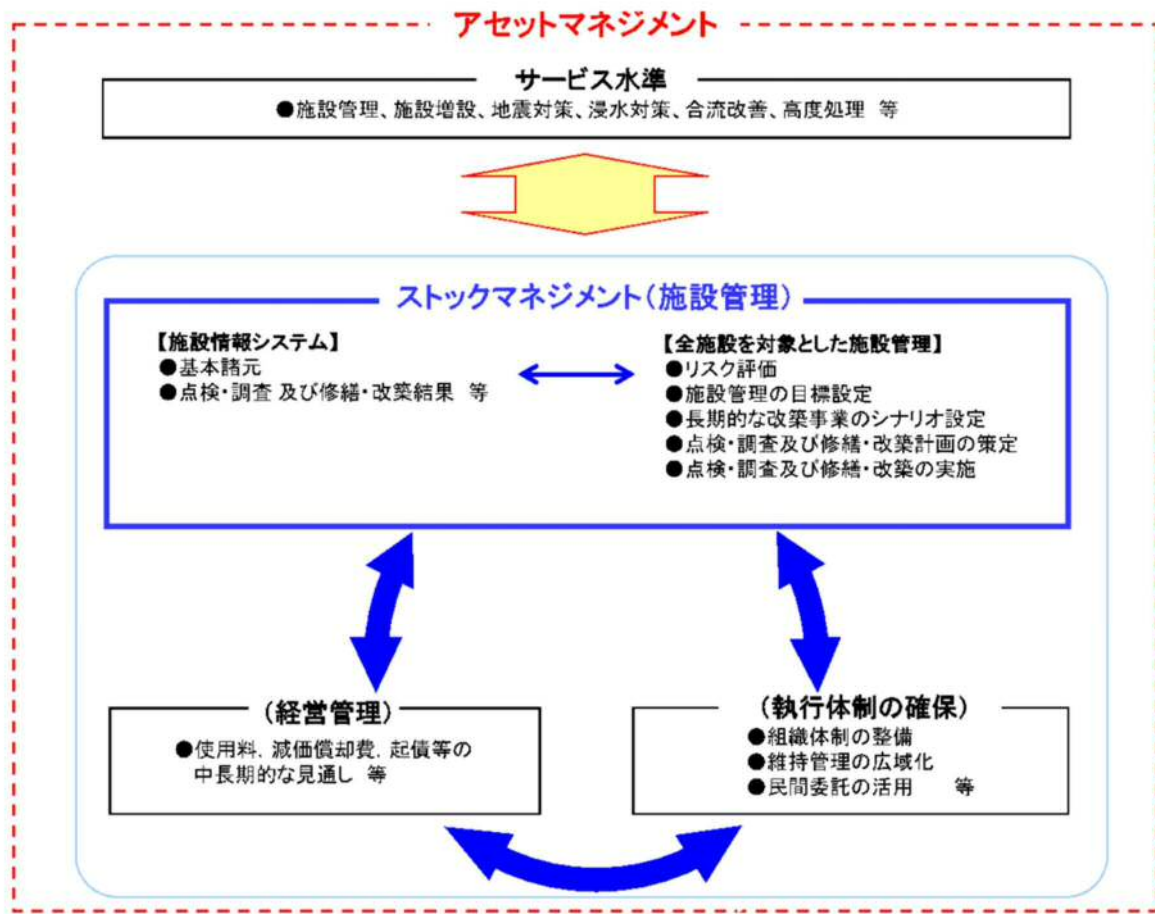


図 4-9 下水道事業におけるストックマネジメントとアセットマネジメントのイメージ

（2） 調査結果・維持管理記録のデータベース化

【課題】

現在、管路や処理場・ポンプ場の設計情報等は紙ベースでの管理からデータベースでの管理に移行しました。紙ベースで管理していた頃の点検情報は過去の設計情報とともに整理されていなかったため、維持管理記録の十分な把握がしづらい環境となっています。また、地震・津波等による被害にあった際は、紙ベースで保管している下水道施設情報が紛失する恐れがあります。

【対策】

点検・調査結果や改築・修繕等の維持管理記録を含めた施設の各種情報についてデータベース化を継続し、今後の計画的な管理に役立てます。また、大規模災害が発生した際は、復旧対策を効率的に進めることができるようになり、情報のバックアップ確保にも繋がります。

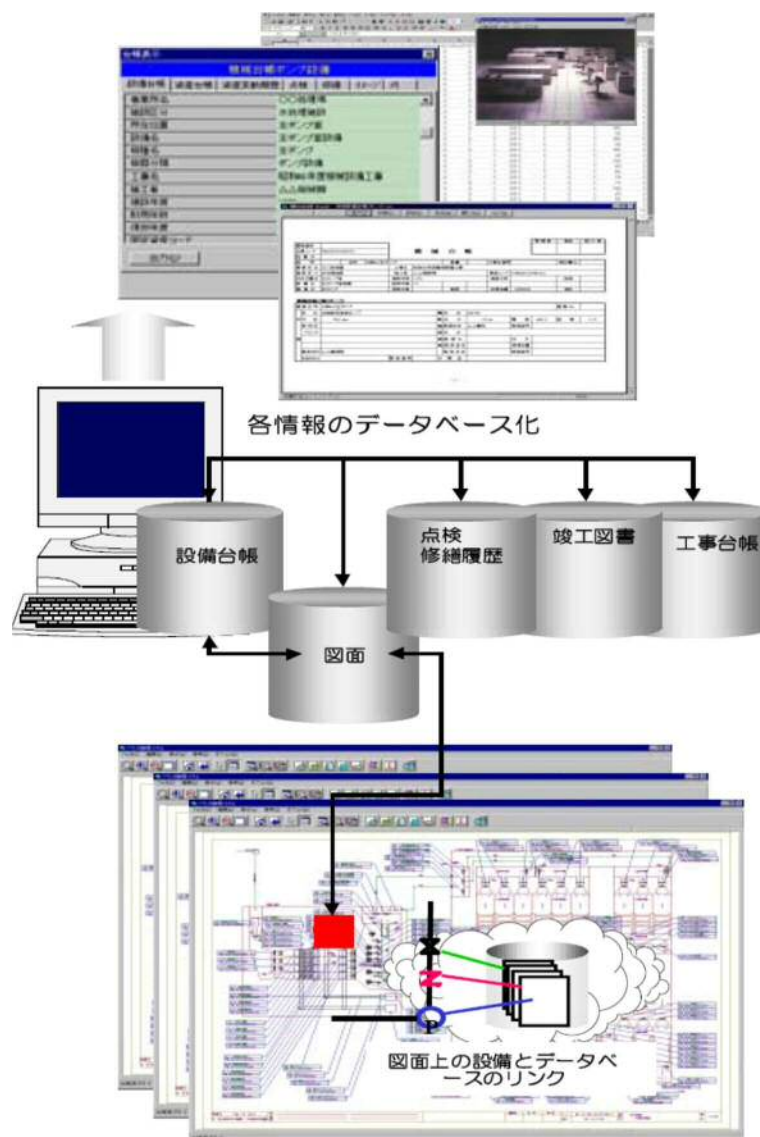


図 4-10 下水道台帳の効率化のイメージ

(3) 下水道使用料金の見直し

【課題】

令和6年度の下水道料金では、経費回収率*が25%程度にとどまっています。下水道の維持と整備にかかる費用を、起債に頼り過ぎてしまうと、今後の下水道に関する経営が悪化する恐れがあります。また、下水道事業は、その維持管理費は使用料などでまかなうべき（経費回収率100%）とする独立採算の原則を達成するため、更なる経営の改善が望まれます。

【対策】

実施予定の各種事業で必要となる投資額や、維持管理費を見据えたうえで、適正な下水道使用料を検討します。また、経営の健全化に向け効率的な事業運営に努めます。

厚岸町の下水道事業は、経営状況の透明化などを目的とし令和6年度より、会計方式を従来の官庁会計方式*から、企業会計方式*へと移行しました。今後、経営状況がより明確化されるため、経営改善の検討に役立てることができそうです。

以下に、令和12年度に+20%の使用料改定を行った場合の計画値を示します。

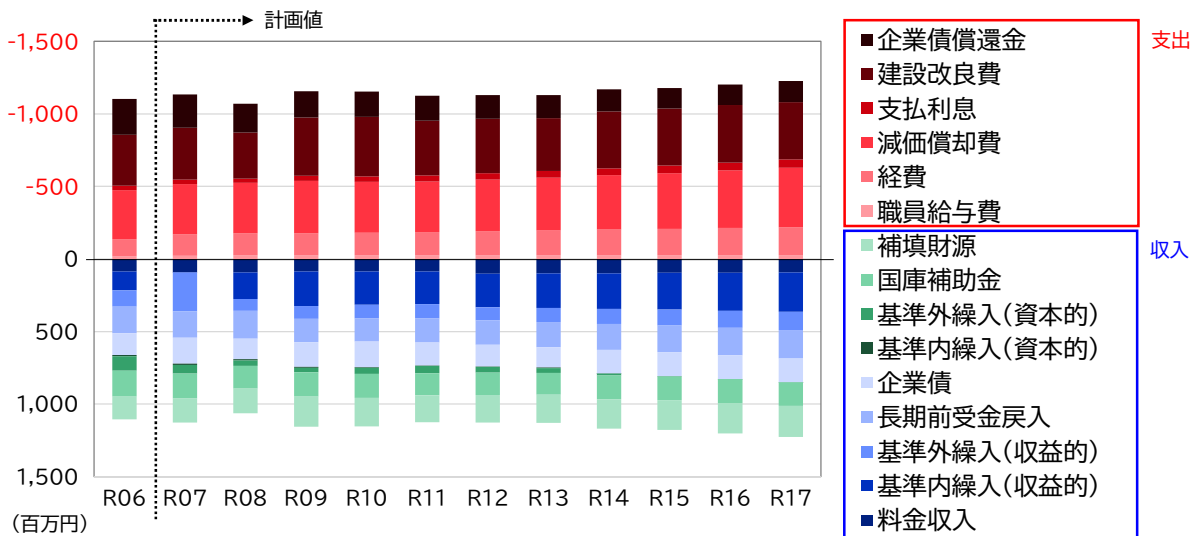


図 4-11 財政収支計画

※経費回収率：汚水処理に係った金額に対して使用料でどのぐらい賄えているかを示すもの。

$$\text{経費回収率} = \text{使用料収入} \div \text{汚水処理費} \times 100$$

※官庁会計方式：現金の移動に着目し歳入と歳出を整理する会計方式

※企業会計方式：経営に着目し、減価償却費など現金以外も整理する会計方式

4.4 その他の取り組み（ソフト面の取り組み）

（1）水洗化率の向上に向けた、広報活動や助成制度の拡充

【課題】

水洗化・浄化槽の普及が遅れることによって、水環境対応した処理への対応が遅れることが考えられます。

【対策】

水洗化・浄化槽普及の向上のためには、下水道事業の仕組み（下水道使用料や接続義務など）や下水道の必要性（水質の保全効果など）を皆さまに知って頂き、下水道事業の理解を得ることが重要です。

- ・パンフレットや厚岸町水道広報「すいげん」、「広報あっけし」、戸別訪問等での周知等を活用し、下水道事業の御理解を頂けるように努力いたします。



図 4-12 厚岸町広報誌 下水道パンフレット

② (2) 下水道担当者の育成・下水道施設に関する情報の伝達

【課題】

人口の減少や過疎化に伴う下水道担当者の減少が懸念されており、今後も下水道施設を継続的に維持管理するために、担当者の育成を強化することが求められます。

また、下水道施設の設置の経緯や維持管理の情報は一元化されていないため、下水道施設に関する情報の整理や、技術継承の効率化を図る必要があります。技術に加え、事務手続きに関する継承を行うことで、円滑な事業運営を図ります。

【対策】

調査結果・維持管理情報のデータベース化に合わせて、必要となる情報を随時蓄積し、今後も厚岸町の下水道施設を適切に維持・管理していけるよう努めます。



図 4-13 下水道技術者育成・情報の伝達のイメージ図

(3) 脱炭素化や省エネ・創エネに向けた活動

【課題】

政府は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めるため、2030年度までを実行集中期間とする「地球温暖化対策計画」をとりまとめ、2013年度比の温室効果ガス削減目標を2035年で60%と設定しています。

厚岸町では、2021年3月8日に、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指す地方公共団体「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

カーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策を推進するため、町における再生可能エネルギーの導入目標を定めた「厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画」を策定しています。

- 海藻や植物プランクトンなど、海の生物の作用を活かした温室効果ガスの削減
- 太陽光発電とバイオガス発電とを活用した再生可能エネルギーの導入

導入目標計画は、カーボンニュートラルを通じた地域課題解決に寄与すること、地域の魅力をさらに向上させていくことを目標とし、策定されました。

【対策】

厚岸町の下水道事業では、設備の更新などの際により適切な機器設備を選定するなどの省エネの取り組みを進めるとともに、太陽光発電などの創エネの取り組みについても検討していきます。



図 4-14 厚岸町が目指す将来ビジョン

（４） 官民連携の活用

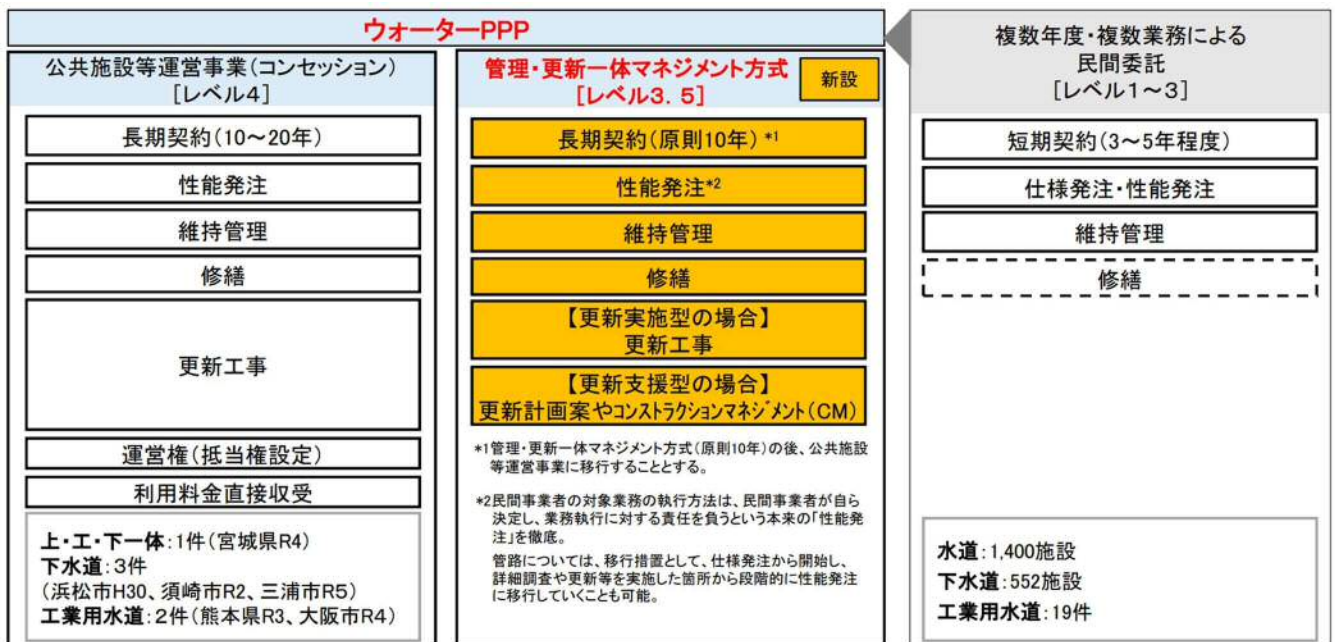
【課題】

下水道分野において、老朽化施設の増大や人口減少による使用料収入の減少、下水道職員の不足等の課題があります。下水道事業を持続するためには、効率的な事業運営が必要となります。

【対策】

このような状況への解決策として、以下が挙げられます。

- 複数年度・複数業務を一体的に発注する
- 維持管理の状況を更新計画案に反映し、より効率的な改築更新を行う
☑管理・更新一体マネジメント方式【レベル3.5】
- 改築更新業務を含めた一括発注によって財政負担を軽減する
- 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する
☑公共施設等運営事業（コンセッション方式）【レベル4】



※参照：国土交通省「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.2版」

図 4-15 ウォーターPPP の概要

管理・更新一体マネジメント方式【レベル3.5】と、コンセッション方式【レベル4】の総称をウォーターPPPといいます。

厚岸町では、令和9年度にウォーターPPPの導入時期を検討する予定です。

第5章 年次計画および財政見直し

5.1 年次計画の策定

年次計画は、前項の具体的な施策を下表のとおり設定した。

表 5-1 各施策の実施年度(予定)

項目	内容	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030	令和13年 2031	令和14年 2032	令和15年 2033	令和16年 2034
汚泥処理の促進	計画見直し	●		●		●					●
	汚水管渠整備	●									
	MICS事業										
非常時対策	耐震化	●		●							
	浸水対策		●	●		●					
施設管理	設備更新	●									
	曝気槽更新	●		●					●		
	掻寄機更新	●		●							
	長寿命化処理場	●		●		●					
長寿命化管渠	湖北中継ポンプ場更新		●								
	湖南中継ポンプ場発電機更新		●								
	管路改築更新		●								
データベース	●										

5.2 財政の見通しの検討

下水道事業は汚水については、公営企業の観点から、独立採算性が求められています。令和6年度の下水道料金では、経費回収率*が25%程度であり、下水道使用料の見直しによって経費回収率の向上を目指す必要があります。

今後の財政状況について検討を行い、令和17年度に経費回収率が30%となるような料金改定を行った場合の収益的収支*と資本的収支*を表5-2、表5-2にまとめました。本資料に掲載されているものは、令和12年度に+20%の料金改定を行った場合のシミュレーション結果です。投資・財政計画の考え方や、他のシミュレーション結果は「厚岸町公共下水道 中期ビジョンに基づく経営戦略」に掲載されています。

表 5-2 収益的収支

区分	年度	前々年度 決算	予算(案)												
			前年度 決算	本年度 2025	R9 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2034	
収益的 収入	1. 営業収益 (A)	87,603	84,625	85,033	87,857	86,875	85,391	101,502	99,885	98,634	96,695	95,000	93,455		
	(1) 料金収入	87,603	84,624	85,032	87,856	86,874	85,390	101,501	99,884	98,633	96,694	94,999	93,454		
	(2) 受託工事収益 (B)														
	(3) その他	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	2. 営業外収益	425,000	451,560	456,129	486,423	483,733	490,419	491,490	508,152	527,745	547,452	570,563	592,525		
	(1) 補助金	242,785	268,509	263,923	324,810	323,589	326,321	322,597	334,322	348,607	362,546	379,947	396,633		
	他会計補助金 その他補助金	242,785	268,509	263,923	324,810	323,589	326,321	322,597	334,322	348,607	362,546	379,947	396,633		
	(2) 長期前受金戻入	182,051	183,050	192,204	161,612	160,142	164,097	168,893	173,829	179,137	184,905	190,616	195,890		
	(3) その他	164	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	収入計 (C)	512,603	536,185	541,162	574,280	570,608	575,810	592,992	608,037	626,379	644,147	665,563	685,980		
収益的 支出	1. 営業給費与費	472,398	503,675	512,081	537,641	531,070	533,115	547,622	560,251	576,390	591,145	609,572	627,063		
	(1) 職員給与与費	17,282	22,516	25,512	23,022	23,227	23,435	23,645	23,858	24,074	24,293	24,514	24,739		
	基 退職給付費 その他	8,164	10,901	12,054	11,191	11,338	11,488	11,640	11,793	11,949	12,107	12,267	12,428		
	(2) 経費	120,002	129,158	137,796	151,579	156,663	161,808	167,026	172,196	177,410	182,689	188,043	193,363		
	動力費 繕修費 材料費 その他	12,077	10,803	15,806	12,519	12,849	13,188	13,537	13,894	14,261	14,637	15,024	15,420		
	695	995	940	1,154	1,184	1,215	1,247	1,280	1,314	1,349	1,384	1,421			
	81,103	98,762	103,157	116,358	120,513	124,704	128,942	133,106	137,288	141,508	145,775	149,979			
	(3) 減価償却費	335,114	352,000	348,773	363,040	351,179	347,872	356,951	364,197	374,906	384,164	397,015	408,960		
	2. 営業外費用	32,435	31,485	27,202	35,639	38,538	41,695	44,371	46,785	48,990	52,002	54,992	57,917		
	(1) 支払利息	32,185	31,485	27,202	35,639	38,538	41,695	44,371	46,785	48,990	52,002	54,992	57,917		
(2) その他	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
支出計 (D)	504,833	536,160	540,283	574,280	570,608	575,810	592,992	608,037	626,379	644,147	665,563	685,980			
経常損益 (C)-(D) (E)	7,770	25	879	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特別利益 (F)	2,811	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特別損失 (G)	1,258	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特別損益 (F)-(G) (H)	1,553	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H) (I)	9,323	25	879	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	9,323	25	879	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
流動資産 (J)	37,774	29,830	30,726	72,388	96,706	121,044	145,382	169,720	194,058	218,396	246,564	277,443			
うち未収金	27,346	27,836	26,826	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346			
流動負債 (K)	250,818	243,827	211,582	194,084	188,600	185,528	176,578	173,137	164,975	156,236	156,229	158,358			
うち建設改良費分	236,612	229,621	197,376	179,878	174,394	171,322	162,372	158,931	150,769	142,030	142,023	144,152			
うち一時借入金	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507			
うち未払金	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699			
累積欠損金比率 $\left(\frac{(I)-(J)}{(A)-(B)} \times 100\right)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	87,603	84,625	85,033	87,857	86,875	85,391	101,502	99,885	98,634	96,695	95,000	93,455			
地方財政法による資金不足の比率 $\left(\frac{(L)}{(M)} \times 100\right)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健全化法第22条により算定した資金不足比 $\left(\frac{(N)}{(P)} \times 100\right)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

表 5-3 資本的収支

区 分		前々年度 決算	予算(案)										(単位:千円)		
			本年度 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034			R17 2035
資本的 収入	1. 企業債	149,500	176,600	141,800	169,600	176,350	159,250	148,500	141,000	163,385	163,385	163,385	163,385		
	うち資本費平準化債														
	2. 他会計出資金														
	3. 他会計補助金	108,372	67,909	46,000	38,922	45,370	53,340	41,627	37,736	13,655	1,968	240	240		
	4. 他会計負担金														
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金	177,904	174,335	157,361	166,400	165,150	150,750	154,500	149,000	163,148	163,148	163,148	163,148		
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金														
	9. その他	2,915	1,648	2,309	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	438,691	420,492	347,470	374,922	386,870	363,340	344,627	327,736	340,188	328,501	326,773	326,773		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純計 (A)-(B) (C)	438,691	420,492	347,470	374,922	386,870	363,340	344,627	327,736	340,188	328,501	326,773	326,773		
	資本的 支出	1. 建設改良費	350,486	355,879	318,778	401,660	408,702	378,782	373,402	362,062	391,576	393,320	395,107	396,939	
うち職員給与費		0	23,870	24,185	24,504	24,828	25,156	25,488	25,824	26,165	26,510	26,860	27,215		
2. 企業債償還金		246,464	229,621	197,376	179,878	174,394	171,322	162,372	158,931	150,769	142,030	142,023	144,152		
3. 他会計長期借入金返還金															
4. 他会計への支出金															
5. その他															
計 (D)	596,950	585,500	516,154	581,538	583,096	550,104	535,774	520,993	542,346	535,350	537,130	541,091			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	158,258	165,008	168,684	206,616	196,226	186,764	191,147	193,257	202,157	206,848	210,357	214,318			
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	144,099	150,683	155,584	196,616	188,426	178,864	183,447	182,057	189,757	194,248	197,757	201,718		
	2. 利益剰余金処分額														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他	14,159	14,325	13,100	10,000	7,800	7,900	7,700	11,200	12,400	12,600	12,600	12,600		
計 (F)	158,258	165,008	168,684	206,616	196,226	186,764	191,147	193,257	202,157	206,848	210,357	214,318			
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
他会計借入金残高 (H)															
企業債残高 (H)	2,560,205	2,500,193	2,468,384	2,458,106	2,460,062	2,447,990	2,434,117	2,416,187	2,428,803	2,450,159	2,471,520	2,490,754			
○他会計繰入金		(単位:千円)													
区 分		前年度 決算	本年度 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035		
収益的 収支	うち基準内繰入金	129,486	228	182,680	237,831	230,340	226,234	233,194	237,919	245,523	252,026	262,155	271,752		
	うち基準外繰入金	113,299	268,281	81,243	86,978	93,249	100,086	89,403	96,403	103,084	110,520	117,791	124,881		
	計	242,785	268,509	263,923	324,810	323,589	326,321	322,597	334,322	348,607	362,546	379,947	396,633		
資本的 収支	うち基準内繰入金	9,247	9,058	8,709	6,203	4,768	3,342	3,322	3,302	1,173	1,117	240	240		
	うち基準外繰入金	99,125	58,851	37,291	32,719	40,602	49,998	38,305	34,434	12,482	852	0	0		
	計	108,372	67,909	46,000	38,922	45,370	53,340	41,627	37,736	13,655	1,968	240	240		
合 計	351,157	336,418	309,923	363,732	368,959	379,661	364,223	372,057	362,263	364,515	380,187	396,873			

※収益的収支：

下水道事業の運営で得られる収入（下水道使用料・受益者負担金）とその費用（維持管理費など）の収支を示す。

※資本的収支：

下水道施設（資産）を取得するための財源と費用の収支を示す。

※経費回収率＝使用料収入÷汚水処理費×100

第6章 各施策における目標

今後 10 年間の将来予測に基づき、令和 7 年度から令和 16 年度までの中期ビジョンの進行管理のために目標値を定めました。今後は、目標を踏まえた上で、常に業務の見直しや改善を進め、効率的な事業の実施に努めます。

表 6-1 各施策における目標

施 策	目 標						
非常時への事前対策							
地震対策（処理場・ポンプ場・管渠の耐震化）	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震診断を進め、耐震性が不足する場合は、効率的に耐震化を実施します。 ● 処理場内の管理棟及び一部施設はすでに耐震化済みです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値（アウトカム指標）</th> <th>現状値（R6）</th> <th>目標値（R16）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化率</td> <td>重要な管渠 82% ポンプ場 50% 処理場 0%</td> <td>重要な管渠 82% ポンプ場 100% 処理場 0%</td> </tr> </tbody> </table>	目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）	耐震化率	重要な管渠 82% ポンプ場 50% 処理場 0%	重要な管渠 82% ポンプ場 100% 処理場 0%
目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）					
耐震化率	重要な管渠 82% ポンプ場 50% 処理場 0%	重要な管渠 82% ポンプ場 100% 処理場 0%					
津波対策（処理場・ポンプ場の耐津波化）	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波により処理場・ポンプ場が冠水した場合にも、必要な機能を喪失しない対策を検討します。 ● 耐震化に合わせて検討を進めます。 						
浸水対策（雨水施設整備の促進）	<ul style="list-style-type: none"> ● 冠水被害を防ぐため、排水施設の計画・整備を他事業（河川・海岸・道路）と連携を図りながら進めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値（アウトカム指標）</th> <th>現状値（R6）</th> <th>目標値（R16）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水整備延長</td> <td>6.1km</td> <td>6.1km</td> </tr> </tbody> </table>	目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）	雨水整備延長	6.1km	6.1km
目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）					
雨水整備延長	6.1km	6.1km					
汚水処理・汚泥処理の促進							
未普及対策（総合的な汚水処理の促進）	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水処理率を向上させるため、合併浄化槽の整備を促進します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値（アウトカム指標）</th> <th>現状値（R6）</th> <th>目標値（R16）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及率</td> <td>普及率 77.4%</td> <td>普及率 81.2%</td> </tr> </tbody> </table>	目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）	普及率	普及率 77.4%	普及率 81.2%
目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）					
普及率	普及率 77.4%	普及率 81.2%					
他事業との汚水処理の連携（MICS事業の推進）	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚岸終末処理場で尿と浄化槽汚泥の共同処理を行っています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値（アウトカム指標）</th> <th>現状値（R6）</th> <th>目標値（R16）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MICS導入</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）	MICS導入	100%	100%
目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）					
MICS導入	100%	100%					
下水道資源の利活用（コンポスト化の維持）	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水汚泥を家庭の生ゴミ等とまとめ、コンポスト化します。 ● 良質で安全な堆肥への資源化に努めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値（アウトカム指標）</th> <th>現状値（R6）</th> <th>目標値（R16）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポスト化</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）	コンポスト化	100%	100%
目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）					
コンポスト化	100%	100%					
下水道施設の適正な管理と経営健全化							
下水道施設の計画的な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的に点検・調査を実施し、効率的な修繕や改築・更新を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値（アウトカム指標）</th> <th>現状値（R6）</th> <th>目標値（R16）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ストマネ計画策定施設</td> <td>管渠・ポンプ場・処理場 厚岸町ストマネ計画策定済み</td> <td>管渠・ポンプ場・処理場 厚岸町ストマネ計画策定済み</td> </tr> </tbody> </table>	目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）	ストマネ計画策定施設	管渠・ポンプ場・処理場 厚岸町ストマネ計画策定済み	管渠・ポンプ場・処理場 厚岸町ストマネ計画策定済み
目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）					
ストマネ計画策定施設	管渠・ポンプ場・処理場 厚岸町ストマネ計画策定済み	管渠・ポンプ場・処理場 厚岸町ストマネ計画策定済み					
調査結果・維持管理記録のデータベース化	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害の復旧対策や計画的な維持管理のため、施設の各種情報をデータベース化します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値（アウトカム指標）</th> <th>現状値（R6）</th> <th>目標値（R16）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データベース導入施設</td> <td>管渠 100%</td> <td>新設管渠については 随時データベース化を行う</td> </tr> </tbody> </table>	目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）	データベース導入施設	管渠 100%	新設管渠については 随時データベース化を行う
目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）					
データベース導入施設	管渠 100%	新設管渠については 随時データベース化を行う					
下水道使用料金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来必要となる費用を考慮して、適正な使用料を検討します。 						
その他の取り組み							
下水道事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 普及率向上のため、水洗化・浄化槽の広報活動を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値（アウトカム指標）</th> <th>現状値（R6）</th> <th>目標値（R16）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>普及率 77.4% 水洗化率 83.9%</td> <td>普及率 81.2% 水洗化率 87.0%</td> </tr> </tbody> </table>	目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）		普及率 77.4% 水洗化率 83.9%	普及率 81.2% 水洗化率 87.0%
目標値（アウトカム指標）	現状値（R6）	目標値（R16）					
	普及率 77.4% 水洗化率 83.9%	普及率 81.2% 水洗化率 87.0%					
下水道施設の継続・維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道技術者の育成に取り組みます。 ● 下水道施設情報の伝達を強化します。 						

厚岸町下水道中期ビジョン
下水道が育む活力あるまちづくり

令和6年度

厚 岸 町 水 道 課

〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
TEL : 0153-52-3131 FAX : 0153-52-4284
E-mail : suidou@akkeshi-town.jp